

県南広域振興局長告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年11月15日

県南広域振興局長 永井 榮一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽黒堂二枚橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町滝田第17地割1番2地先から76番8地先まで	新	m 9.6～19.4	m 242.0
	旧	8.4～18.5	242.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 令和4年11月15日から同年12月15日まで